

東京都立成瀬高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない、見逃さない学校づくりを推進します。
- (2) いじめ問題に適切に対応できる教員の指導力向上と組織的対応に取り組みます。
- (3) 生徒をいじめから守り、いじめ解決に向けた取り組みを進めます。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携した取り組みを推進します。

2 学校及び教職員の責務

学校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめは、全ての生徒に起こりうる問題であるという認識に基づき、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめ防止の体制整備及び取り組み(基本方針、年間計画等の策定、実行)
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめに関する校内研修の計画及び実施
- いじめに関する関係機関との連携

ウ 会議

委員会は、必要に応じて随時開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

エ 委員構成

校長、副校長、学年主任、分掌主任、スクールカウンセラー

※構成員は、事案により追加等を行う。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて学校が取り組むの取組について助言、支援する。

イ 所掌事項

○いじめを含む生徒の問題行動についての対応を行う。

○学校いじめ対策委員会と連携及び支援を行う。

○保護者、地域、関係機関と連携・協力し生徒の健全育成を図る。

ウ 会議

委員会は、原則として年2回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、臨時委員会を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、学年主任、分掌主任、町田市地区委員、保護者代表

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学年、担任等によるいじめ防止のための集会や面談等を定期的を実施する。

イ いじめに関する授業を年3回以上実施する。

ウ 保護者会、学年通信等を通じ、保護者との緊密な連携を行う。

エ 生徒会による注意喚起等の取組を実施する。

オ 人間と社会等を始めとした教育活動を通じ、規範意識や思いやりの心を育む。

カ 情報モラルの啓発のため、セーフティ教室等で指導を行う。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、生徒の様子把握に努める。

イ いじめ対策委員会や企画調整会議、学年会等を通じて、教職員間の情報共有を図る。

ウ 年3回アンケート調査を実施するとともに、アンケートを速やかに集計し、疑わしい場合には聴き取り調査を実施する。

エ 教育相談室(スクールカウンセラー)、保健室等の利用について、クラス掲示や資料配布により周知を行う。

オ 個人面談を定期的を実施し、生徒の状況把握に努め、学年会等で情報を共有する。

カ ネットパトロールや都の監視サイト等からの情報提供を活用する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見、通報を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校全体で組織的に取り組む。
- イ いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守る。
- ウ 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- エ いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下での対応を図るなど生徒や保護が相談体制を整備する。
- オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有をする。

(4) 重大事態への対処

- ア 学校は、被害にあった生徒の安全を第一に考え、最悪の事態を回避するため、当該生徒を見守る体制を構築し、情報共有を図る。
- イ 学校はスクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底を図る。また被害にあった生徒の保護者のケアを行うため、スクールカウンセラーとの面談の機会を設ける。
- ウ 学校は、加害を行った生徒に対し、いじめが人格を傷つけ、生命、身体、及び財産を脅かす行為になることを理解させる。
- エ 学校は、被害のあった生徒が安全に登校し、教育活動が行えるように加害を行った生徒に対し、個別指導等を行う。
- オ 重大事態が発生した場合は直ちに東京都教育委員会や関係機関等に報告する。

5 教職員研修計画

- (1) 学校は、教職員のいじめに対する意識を高め、情報および知識習得を促すため年3回以上研修を実施する。
- (2) いじめに関する共通理解を深め、未然防止、早期発見、早期対応に関する情報共有し、問題解決へ組織として取り組む。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会、三者面談、家庭訪問等を行い、保護者との緊密な連携を実施する。
- (2) PTA と連携し、いじめを防止する方策で協力を行う。
- (3) いじめを受けた生徒の保護者への支援、いじめを行った生徒の保護者への助言をスクールカウンセラー等と協力し実施する。
- (4) 教育相談室の利用や電話による相談等を配布物やホームページ等で周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校は、いじめの事態によっては、スクールカウンセラーからの助言を踏まえ

つつ、医療機関や児童相談所等と連携する。

- (2) 学校は、被害の生徒が暴行や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われている場合、被害拡大の観点から速やかに警察へ相談・通報を行う。警察への通報等の在り方について、年度当初に保護者会等を通じて保護者との共通理解を図る。
- (3) 学校は、いじめの防止等の観点から、日常から警察、市区町村、児童相談所等と情報交換等の連絡体制をつくる。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめの実態把握や適切な対応がはかれるよう、評価項目を設定し、その結果を公表するとともに、改善を行う。
- (2) 策定したいじめ基本防止方針や計画について、学校経営計画の策定及びPDCAの観点から毎年度見直しを行う。
- (3) 策定したいじめ基本方針等は、学校のホームページ等で公開する。

(附則)

この方針は、令和3年4月1日から施行する。